

豊かな島と海を次の世代へ

ゆたかなしま

「ふたつの豊島から未来へのメッセージ
—持続可能な社会を目指して」展によせて



瀬戸内
オリーブ
基金
2017年

瀬戸内オリーブ基金 2017年



「ふたつの豊島 (ゆたかなしま)」展にご来場いただき、ありがとうございます。

実行委員会の構成員である瀬戸内オリーブ基金の代表者として、この企画をつうじて私たちがお伝えしたいことを申し上げます。

日本最大規模の不法投棄といわれた豊島 (てしま) の産業廃棄物撤去と無害化処理は、すべて香川県の公費と国の財政支援によってまかなわれており、これまでに費やした費用は 727 億円 (2017 年 3 月現在) に達しています。そもそも瀬戸内の小さな島のごみを処理するために、このように莫大な公的費用を使う必要があったのでしょうか。また、そのことには、どのような意味があったのでしょうか。

① 過疎の島が声をあげなければならなかった

都市部で発生した大量のごみは、不法投棄という形をとって抵抗力の弱い過疎地に流れ込んでいました。都市部の住民はごみの行方に無関心であり、過疎地の痛みは都市部には届いていませんでした。

過疎の島・豊島が死にもものぐるいの声を上げることによって、ようやく社会はごみ問題の深刻さに気づきました。

② 破壊された自然を回復するためには莫大な費用と手間がかかる

豊島は瀬戸内海国立公園に属しており、島も海も景観も貴重な自然です。私たちは、国の財産でもある破壊された自然を回復するためには、莫大な費用がかかることを学びました。

また豊島の廃棄物を適切に処理するために、多数の学者・専門家が、長期間にわたって献身的に関与されました。豊島の廃棄物撤去はこれらの方々の努力なしには実現しませんでした。

私たちは、破壊された自然を回復するためには、とてつもない手間と労力がかかることも学んだのです。このようなことは二度と起こしてはなりません。

③ 大量廃棄の社会から資源循環型社会へ

豊島事件が大きな要因になって、数次にわたり廃棄物処理法が改正されました。不法投棄の罰則が強化されただけでなく、産業廃棄物の最終的な責任者は排出事業者であるとされました。廃棄物を排出する企業は、自分が出したごみの行方に無関心ではいられなくなったのです。

また家電製品や自動車、建設廃材等についてリサイクル法が制定されたことなどにより、産業廃棄物の再資源化が進み、最終的にごみとして処分される量は大幅に減少しました。

豊島事件は、わが国が廃棄物の発生抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse)・資源の再生利用 (Recycle) を行動目標とする循環型社会に転換してゆくきっかけになったのです。

ご参加いただいた一人ひとりが、持続可能な社会を作るために自分ができることについて考えていただけると、この企画の目的は達成されたこととなります。本日は、ありがとうございます。



豊島事件とは

1978年から、豊島西端の海岸沿いに大量の産業廃棄物が搬入されるとともに、現場で野焼きが始まりました。これを行った業者は、ミミズの養殖をするとの名目で、ミミズの餌（えさ）になる無害な産業廃棄物を処理する許可を得ていましたが、実際には、自動車の破碎くず（シュレッダーダスト）、有害物質を含む廃油入りドラム缶、汚泥などを現場で不法投棄していました。



1977年3月 有害産業廃棄物処理場建設反対デモ

豊島住民は、業者を指導監督する立場にある香川県に対して、業者の不法投棄を取り締まるよう求めましたが、香川県は、業者が持ち込んでいるのは廃棄物ではなく「金属回収の原料」と認定し、およそ7年間にわたって業者の不法投棄を容認しました。香川県の担当職員は後日、警察の捜査に対し「業者の暴力が怖かったので適切な対応ができなかった」と語りました。



1990年12月 摘発後に放置された廃棄物の山
(上2点 提供：廃棄物対策豊島住民会議)

1990年11月、兵庫県警が業者を廃棄物処理法違反で摘発し、不法投棄はようやく終息しましたが、現場には膨大な廃棄物が残されました。香川県は「当時の廃棄物の認定に誤りはなかった」と主張するとともに、「周辺の生活環境に重大な影響はない」として、不法投棄された廃棄物を適切な処理をすることなく放置する方針を示しました。



1996年9月 東京銀座デモ

1993年11月、ほぼ全員の豊島住民が香川県、業者、廃棄物処理を業者に委託した排出企業等に対し、廃棄物の撤去を求める公害調停を申請するとともに、撤去にむけた様々な住民運動を展開しました。



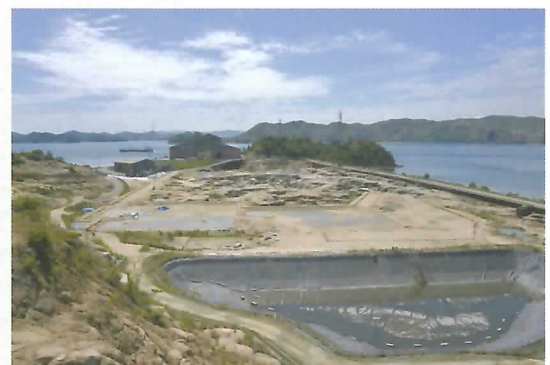
2000年6月 公害調停成立

2000年6月、住民と香川県の調停が成立し、香川県は平成29(2017)年3月末までに廃棄物を豊島から完全撤去すること、廃棄物は無害化処理をすることを約束しました。

2017年3月、香川県は廃棄物を豊島から完全撤去しましたが、跡地を元の姿に戻すため、今後も引き続き地下水の浄化が必要です。

略年譜

- 1975.12 業者が有害産業廃棄物処分場を許可申請
住民は激しい反対運動を展開
- 1978.2 香川県が無害廃棄物の処分を許可
この年から不法投棄・野焼きがはじまる
- 1983.1 車の破碎ごみや廃油等の不法投棄・野焼きが大規模化
- 1990.11 兵庫県警が業者を摘発。不法投棄は終息
- 1993.11 住民が公害紛争処理法に基づく公害調停申請
- 2000.6 公害調停成立。香川県は責任を認め、住民に謝罪
- 2003.4 廃棄物の撤去と直島での無害化処理が始まる
- 2017.3 豊島の廃棄物撤去が完了 2017.6 直島での無害化処理が完了



2017年6月 廃棄物撤去後、地下水の浄化が進む
不法投棄現場 (上3点 写真：小林 恵)



最終の廃棄物搬出船見送り 2017年3月28日 瀬戸内海・豊島水が浦

ゆたかなしま
「ふたつの豊島から未来へのメッセージ
—持続可能な社会を目指して」展によせて

2017年11月18日～24日
としまセンタースクエア（東京都豊島区役所1F）

表紙：中坊公平氏（旧豊島弁護団団長・瀬戸内オリーブ基金よびかけ人）筆

「豊島から緑を」2000年11月15日 香川県豊島のオリーブ畑 写真：小林 恵 2017年5月 裏表紙写真：藤井 弘

お問い合わせ：NPO法人 瀬戸内オリーブ基金



〒761-4661 香川県小豆郡土庄町豊島家浦 3837-4

tel : 0879-68-2911 fax : 0879-68-2912

e-mail : info@olive-foundation.org